○湯沢市防犯灯設置及び管理に関する要綱

令和３年３月31日

告示第52号

改正　令和３年６月29日告示第93号

湯沢市防犯灯設置及び管理に関する要綱（平成21年湯沢市告示第78号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この告示は、夜間における犯罪を防止するため、防犯灯の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　防犯灯　夜間における犯罪の防止を目的に設置する照明器具をいう。

(２)　維持管理　防犯灯の器具の取替え、修繕及び電気料金の支払をいう。

（設置基準）

第３条　市長が設置する防犯灯は、消費電力が10ワット未満の照明用のLED灯であって、別表に掲げる基準に適合するものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、防犯灯を設置することができる。

(１)　犯罪又は事故が発生した場所若しくは発生するおそれがある場所

(２)　市内小中学校が指定する通学路

(３)　公共施設の周辺

(４)　前３号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた場合

（設置等の申請団体）

第４条　次に掲げる団体（以下この条及び次条において「団体」という。）は、防犯灯の設置、移設及び撤去（次条において「設置等」という。）を市長に申請することができる。

(１)　湯沢市まちづくり支援要綱（平成17年湯沢市告示第105号）第２条第１号の地域自治組織

(２)　自治会、町内会、集落会その他地縁による団体

（設置等の申請及び決定）

第５条　防犯灯の設置等を必要とする団体は、防犯灯設置等申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請することができる。

(１)　位置図

(２)　現況写真

(３)　平面図

(４)　前３号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

２　市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、設置等の可否について決定し、防犯灯設置等決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（寄附）

第６条　市長は、次に掲げる要件を満たしているときは、防犯灯の寄附を受けることができる。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(１)　第３条の規定による基準を満たしていること。

(２)　正常に作動していること。

(３)　電気料金の滞納がなく、支払者が明確であること。

２　市長に防犯灯を寄附しようとする者（次項において「寄附申請者」という。）は、防犯灯寄附申請書（様式第３号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

(１)　位置図

(２)　現況写真

(３)　照明器具仕様書

(４)　電気料金領収書の写し

(５)　前４号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

３　市長は、前項の申請を承認防犯灯の寄附を受納するときは、防犯灯寄附承認通知書（様式第４号）により寄附申請者に通知するものとする。

（維持管理）

第７条　市長が設置した防犯灯及び前条第３項に規定する市長が受納した防犯灯の維持管理に要する費用は、市が負担するものとする。ただし、市長が負担することが適当でないと認めるときは、この限りでない。

（台帳）

第８条　市長は、防犯灯の適切な管理のため、台帳を整備するものとする。

（その他）

第９条　この告示に定めるもののほか、防犯灯の設置及び管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和３年６月29日告示第93号）

（施行期日）

１　この告示は、令和３年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際、改正前の告示に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第３条関係）

区分	道路の状況	設置間隔の目安
DID地区		25m～50m
市街地	見通しの悪い道路	25m～75m
	見通しの良い道路	50m～100m
郊外地	見通しの悪い道路	50m～100m
	見通しの良い道路	75m～125m
集落間	見通しの悪い道路	75m～150m
	見通しの良い道路	100m～200m

備考

１　DID地区とは、国勢調査で設定された人口集中地区をいう。

２　市街地とは、おおむね家屋が連たんしている地域をいう。

３　郊外地とは、DID地区、市街地及び集落間以外とする。

４　集落間とは、集落と集落を結ぶ家屋が連たんしていない地域とする。